

2023年7月12日

お客様各位

四国労働金庫

## 投資信託取引における適格請求書（インボイス）の交付に係るご案内

平素はろうきんに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が開始され、課税事業者が仕入税額控除の適用を受ける場合は、課税取引を行った際に適格請求書発行事業者から適用税率や消費税額等を記載した適格請求書等（以下、「インボイス」という。）の交付を受け、保存する必要があります。

投資信託取引においては、取引手数料が発生する購入・解約取引が課税取引に該当することから、当金庫の投資信託取引に係るインボイスの交付方法等についてご案内いたします。

なお、ご不明な点等がありましたら、下記のお問合せ先までお問合せいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 対象取引

取引手数料が発生する購入・解約のお取引

#### 2. 交付方法

##### （1）法人のお客様

取引手数料が発生するお取引があった場合は、約定成立後に「適格請求書（インボイス）」（はがきタイプ）をご登録先に郵送します。

##### （2）個人のお客様

インボイスの交付をご希望の場合は、お取引店にて交付請求のお手続きが必要になります。

#### 3. 交付開始日

2023年9月22日（金）が購入・解約の基準価額の適用日となるお取引

#### 4. お問合せ先

四国労働金庫 電話 0120-505-690 （平日 9:00～17:00）

以上

